



平成 29 年 11 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社グローバルグループ
代表者名 代表取締役社長 石橋 宜忠
(コード：6189、東証第一部)
問合せ先 取締役 財務 I R 部長 生川 雅也
(TEL. 03-3221-3770)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 11 月 29 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案（以下「本議案」といいます。）を平成 29 年 12 月 19 日開催予定の第 2 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

当社は、平成 29 年 9 月 22 日開催の取締役会において、今後の事業環境の変化への対応及び当該環境下での当社の成長を見据えて、経営体制・ガバナンス体制の一層の強化等を目的として経営体制を変更することを決議いたしました。

本制度は、新たな経営体制の下、当社の取締役が、業績向上及び企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、普通株式を用いた譲渡制限付株式を付与する報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度においては、当社の対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、平成 27 年 12 月 17 日開催の臨時株主総会において年額 200 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とのご承認をいただいておりますが、本株主総会では、かかる報酬等の額とは別枠で、当社の対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

当社の対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 50 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により当社が発行又は処分する普通株式の総数は年 50,000 株以内といたします。ただし、本議

案の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて当該総数を合理的な範囲で調整することができるものといたします。また、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で取締役会において決定されます。

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、当該割当契約は以下の内容を含むものといたします。

- ① 割当てを受けた対象取締役は一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、当該株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、割当てられた譲渡制限付株式を当該対象取締役から当社が無償で取得すること。

対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役がいちよし証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

（ご参考）

本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合、当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対しても、当社対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入し、当社の普通株式を発行又は処分する予定です。

以 上